

令和6年3月27日

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

◎ 職員によるパワー・ハラスメント

1 被処分職員・処分内容

副参事 60代 男性
減給5分の1 5か月

2 事故の概要

上記職員は、令和6年2月2日に、部下である女性職員に対し、パワー・ハラスメントと認められる言動により精神的苦痛を与えた。

具体的な言動として、職場の人間関係の相談をした被害者に対して、「学生のような主張だ」、「我慢して働くか辞めるかどちらかだ」などの威圧的な態度で被害者を一方的に責めるような言動が確認されている。

3 処分年月日

令和6年3月27日